

平成 30 年 1 月 10 日
鳥取地方気象台

土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準の廃止について

鳥取地方気象台は、地震の影響を考慮した大雨警報・注意報の暫定基準を見直し、平成 30 年 1 月 17 日から通常基準により運用します。

平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部を震源とする地震による地盤の緩みを考慮し、鳥取地方気象台が発表する土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について、震度 5 強を観測した鳥取市北部と三朝町では通常の 8 割、震度 6 弱を観測した倉吉市、湯梨浜町、北栄町では通常の 7 割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、鳥取県と鳥取地方気象台が共同で発表する鳥取県土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査し、適切な見直しを行なうこととしています。

今般、鳥取県土砂災害警戒情報の暫定基準を平成 30 年 1 月 17 日をもって通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準についても下記のとおり通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

なお、気象庁で提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」についても、通常基準による判定となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用して下さい。

記

- 1 暫定基準を変更する日時
平成 30 年 1 月 17 日 13 時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準とする市町（別紙に図示）
鳥取市北部、三朝町、倉吉市、湯梨浜町、北栄町

これにより、鳥取県内の市町村は全て通常基準となります。

「土砂災害警戒判定メッシュ情報」は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。

土砂災害警戒判定メッシュ情報 <http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

（詳細）http://www.jma.go.jp/jma/ki_shou/known/bosai/doshakeikai.html#b

問い合わせ先：鳥取地方気象台 土砂災害気象官（電話 0857-29-1313）

大雨警報・注意報の暫定基準の廃止地域

